

意見書第1号

大阪府北部を震源とする地震から総合的な災害対策の充実強化を求める意見書

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、大阪府で4名の尊い命を奪うとともに、大阪府を中心に多くの負傷者や住宅の損壊を出すなど、甚大な被害をもたらした。

今回の地震では、ブロック塀の安全確保や帰宅困難者対策、都市インフラの損壊など、大都市ならではの課題も明らかになった。

関西広域連合では、これまでから東日本大地震や熊本地震、鳥取県中部地震の際、いち早く支援体制を組み、カウンターパート方式などにより、被災地に対し、迅速かつ効果的な支援を行ってきたところであり、この度の地震に対しても、課題への対応と被災地への支援に引き続き努めていく所存である。

今回の大阪府北部を震源とする地震の発生は、今後も我が国のどこでも大規模な地震等が発生する可能性があることを示しており、そのため、いかなる事態にも対応できる支援対策の拡充が急務である。

については、国におかれては、被災地の早期の復旧復興を可能なものとするとともに、総合的な災害対策の充実強化を図られるよう、次の事項について強く求める。

1 都市インフラの災害復旧やブロック塀等の撤去・改修への支援

地震からの復旧にあたっては、道路、水道等の都市インフラの復旧のほか、通学路、学校施設内、避難路など住民の安全確保のためのブロック塀等の撤去・改修が必要であり、技術的支援並びに国庫補助制度の創設や緊急防災・減災事業債の拡充など財政支援を行うこと。

2 災害救助法における救助範囲の拡大

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、災害救助法で「救助」として規定されている被災住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であり、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

3 被災者生活再建支援法の見直し

法の適用要件を緩和し、一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合にも、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、支給額の引き上げや、支給対象の拡充、被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

4 帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保や、備蓄の推進に係る財政支援を行うとともに、地震発生時の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国において検討すること。

5 ライフラインの強靱化による災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりに向けて、管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインのさらなる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること。

6 大規模災害対策の総合的推進

今後発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、防災対策事業に対する財政支援の充実、訪日外国人旅行者の安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月1日

関西広域連合議会議長